

2020年6月

ご契約者の皆様へ

共栄火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険の商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および感染拡大により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、弊社では以下のとおり商品改定を実施いたします。

1. 改定内容

傷害保険の「特定感染症補償特約」につきまして、以下のとおり感染症の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします。

改定前	改定後
「感染症法 ^(注) における一類感染症、二類感染症および三類感染症」を補償対象とします。	左記に加え、「新型コロナウイルス感染症」を補償対象とします。

(注)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。

2. 対象商品

以下の商品に「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」を新設し、対象特約をセットしている全契約に、追加保険料なしで自動セットします。

商品	対象特約	自動セットする特約
普通傷害保険	特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症補償特約用）
家族傷害保険		
安心生活総合補償保険（普傷型）（家傷型）		
こども総合保険		
積立家族傷害保険（家族型）（個人型） ^(注)		
積立こども総合保険 ^(注)		

(注) 積立型の商品は販売を停止しております。

3. 対象契約

本改定は、2020年2月1日に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ・2020年2月1日が保険期間に含まれる契約
- ・2020年2月1日以降に保険始期が開始する契約

(注1) 「特定感染症補償特約」を付帯した日(新規契約の場合は保険始期日、期中で付帯した場合は異動日)からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできません。

(注2) 保険始期日前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険料および契約内容の変更手続き

本改定にともなう追加保険料はありません。

また、既にご契約の場合、ご契約者様による契約内容の変更手続きも不要です。

- 保険金のご請求のご連絡につきましては、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077 (通話料無料)

- 自動セットする特約例は、以下のとおりです。改定内容につきましては、弊社ホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)もご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)

当社は、この特約により、特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第1条(用語の定義)のうち「就業制限」および「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
し 就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいいます。
と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次の①～④のいずれかに該当する感染症をいいます。(注1) ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症(注2) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>(注1)特定感染症の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の診断によります。</p><p>(注2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。</p></div>

以上